

65 歳以上ですが雇用保険への加入が必要ですか？

【質問】

私は平成 28 年 3 月に 20 年間勤務した会社を 65 歳で定年退職し、4 月より新たな会社へ就職しました。現在、雇用保険に入っていないですが、労働条件通知書では平成 29 年 1 月から加入となっています。加入する必要があるのでしょうか。

【答え】

現在、65 歳以上の方が新たに就職された場合、雇用保険への加入はできませんが平成 29 年 1 月 1 日より対象者が拡大され、65 歳以上の労働者も「高年齢被保険者」として原則、雇用保険の適用の対象となります。

【適用対象者】

- ① 平成 29 年 1 月 1 日以降新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合
- ② 平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の労働者を雇用し、平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用する場合
- ③ 平成 28 年 12 月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用する場合

【適用要件】

上記①・②の新規加入については、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上雇用見込みがあることが適用要件です。

【雇用保険料の免除】

「高年齢被保険者」の雇用保険料は、平成 31 年度まで会社負担も本人負担も、ともに免除されます。

【給付金】

平成 29 年 1 月 1 日より、65 歳以上の被保険者も受給要件を満たせば、雇用保険の給付金が支給されます。

- ・高年齢求職者給付金（一時金として受給要件を満たす毎に支給（年金と併給可））
- ・育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金

【事業所の手続き】

該当する労働者がいる事業所は、各々の届出を所轄のハローワークへ下記の期限までに提出しなければなりません。

- ・①については、被保険者となった日の属する月の翌月 10 日まで。
- ・②については、平成 29 年 3 月 31 日まで。
- ・③は届出不要

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 平成 29 年 1 月 1 日からは、65 歳以上の方で新たに加入要件を満たす労働者は雇用保険の加入手続きが必要で、会社で加入手続きをしてもらいましょう。
- ❖ 労働者の希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば、加入義務があります。
- ❖ 雇用保険に加入すると、失業した時や介護で休業した時などに給付を受けることができます。

（参考）【退職した際の高年齢求職者給付金の受給要件】

- ・積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない離職者であること。
- ・離職前 1 年間に賃金の支払の基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 6 カ月以上必要です。

不明な点は、ハローワークにお問い合わせください。